

国民化と学校身体検査

山本 拓司

はじめに

- 1 近代教育制度の誕生と学校衛生学
- 2 明治期の身体検査令
- 3 大正期から昭和期への展開
- 4 昭和12年の身体検査規程
- 5 国民体位の低下問題と学校衛生
- 6 新学校衛生と学生生徒

おわりに

はじめに

日本の近代化を語るうえで、とりわけ身体は避けて通ることのできないテーマのひとつである。近代医学が定める健常者と障害者を区別する基準や、「健康」といった概念は、国民国家の形成の過程において、「正常」な身体をもつ国民と、「正常」でない、身体的あるいは精神的な障害者や不健康な者を弁別して行く⁽¹⁾。本稿は、そういった身体をめぐる弁別的手段、とりわけ身体の測定という技術に焦点をあて、その時代的な変遷を探ることで、日本の近代化の一側面を明らかにすることをねらいとする。ここでいう身体の測定とは、身体検査のことであり、とりわけ、学校教育の現場で行われた身体検査を題材に、明治期における導入から、昭和の戦時総動員時代までの変化を射程にいれながら、その教育制度上の位置づけとその変化を考察する。

まず第1章で身体検査という制度を生み出す母体となった学校衛生学に着目し、第2章では、明治30年代に制定された身体検査の制度を、そして第3章で、大正9（1920）年におけるその改正に

(1) たとえば視覚に関していえば、現代の医学では形を認識する能力（形態覚）のみを測定し、一定の基準に従って障害者と認定する（ロバート・スコット『盲人はつくられる 大人の社会化の一研究』三橋修・金治憲訳、東信堂、1972年、63頁を参照）。近代における「健康」概念の成立と科学的言説の関係については、A．ラービッシュ「文明化の過程における健康概念と医療」市野川容高訳、『思想』878号、岩波書店、1997年を参照。

について検討する。さらに第4章において、昭和12（1937）年の身体検査規程の改正に着目し、その特徴について考察する。明治においてはじめて整備された身体検査規程が、大正、昭和を経てその性格、役割がどのように変化していくかが明らかにされよう。第5章においては、昭和におけるそうした身体検査規程改正の社会的・政治的背景を考察する。第6章では、そうした時代の変化の中で、学校衛生学の言説自体がどのように変化し、またその結果「身体検査規程」⁽²⁾の性格自体がどのように変化していったのかを明らかにする。

学校身体検査については、古くは杉浦守邦によって簡単な整理がなされている⁽³⁾。本稿では、杉浦による身体検査制度の整理を踏まえつつ、そうした制度の変化を社会的・政治的文脈の中に置きなおす試みである。身体検査が、単なる教育実践のひとつではなく、国家の施策と密接に結びついた制度であったことを明らかにしたい。

1 近代教育制度の誕生と学校衛生学

知育・徳育・体育の3つの要素をその柱とした明治期の教育制度においては、すでに体育教育には重要な地位が与えられていた。しかもどのようにこの体育教育を行うかについては盛んに議論がなされてもいた。明治期の体育教育は、文部大臣森有礼が主張した兵式体操論をもとにして、「教育ヲ身体上ニ行フ」ことをめざす兵式体操を中心に発達した。この体操法のねらいは、当時、整列はおろか直立すらままならない明治の学童生徒たちに、自らの身体に調教を施すことを学習させ、天皇の臨幸や運動会といった儀礼的な空間と効果的に組み合わせられることによって、同時に生徒に「護国ノ精神ヲ養フ」ことにあった。つまりこの兵式体操を取り入れた教育法は、「決シテ軍人ヲ養成シテ万一国家事アルノ日ニ当リ武官トナシ兵隊トナシテ国ヲ護ラシメ」という目的ではなく、「生徒ニモ交互兵卒トナリ伍長トナリ或ハ司令官トナリテ各々此ノ三氣質ヲ備具セシムルノ地ヲ做サシメントスル」⁽⁴⁾という点に重きを置いて採用された。ここで生徒は、天皇を中心とする政治体制に「従順」な存在であると同時に、さらにその政治体制に「相助ノ情」と「威儀」をもって積極的に参加する国民としても構成されていたのである。このように、明治期における体育授業には、単に身体を鍛えるという実用上の要請に加え、当時の政治体制を積極的に担う国民を形成する上で非常に大きな役割を与えられていたのである⁽⁵⁾。

(2) 身体検査制度については、当初の「学生生徒身体検査規程」から幾度かの改正ごとに「学生生徒児童身体検査規程」、「学校身体検査規程」とその名称が変化するが、ここでは煩雑を避けるために「身体検査規程」と統一する。

(3) 杉浦守邦「日本学校保健史」『日本医史学雑誌』第21巻第3号、日本医史学会、1975年、263-289頁。また河野誠哉「『測定』の認識論的基盤」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第37巻、1997年、113-122頁は、杉浦の論考を参考にしながら、明治から大正期への身体検査制度の展開を、その事後的な利用方法の違いに着目して分析している。本稿はそうした身体検査制度の変化を、とりわけ国民国家成立との関連において捉えなおすものである。

(4) 「埼玉県尋常師範学校における演説」明治18（1885）『森有礼全集』第1巻、宣文堂書店、481-486頁。

(5) 以上、兵式体操および運動会と国民の形成については、吉見俊哉「運動会の思想」『思想』845号、岩波書店、1994年、137-162頁を参照。

森有礼による兵式体操の導入は効を奏し、当時の教育者は国民の体力向上に大いに貢献したと理解した。しかし、その体育授業も、次第に「幾分か精神が抜けて仕舞つた」⁽⁶⁾、「故森文部大臣が奨励されました時分より此節は体育は衰へた」⁽⁷⁾と、形骸化が指摘されるようになる。このような体育授業の活性化が求められ、生徒の身体に対する配慮の必要性が再確認される時代を背景に、学校衛生学がヨーロッパから導入されることとなった。既に明治17(1884)年には文部省普通学務局長であり大日本教育会の会長でもあった辻新次⁽⁸⁾が「学校衛生法」において学校衛生の必要性を説いている。辻は、教育には「智・徳・体ノ三育」を偏重することなく施すことが必要であると強調した。その際、学校において「児童ノ身体ヲ教育」する方法として、第一に「体操遊戯等二由リ運動ヲ適宜ニシテ強壮ナラシムル」方法と、第二に「学校衛生上ノ方法及ヒ注意等二由リ其ノ生育ヲ十分ナラシムル」方法の二つがあるとして、それまで前者のみに偏重していた身体教育法を是正し、それに加えて後者の方法をも採用することを提案している。そうすることにより、「学校衛生上ノ注意ヲ十分ニシテ教育ヲ完備シテ智徳ノ教育ト併ヒ進マシメ完全ナル教育ヲ施シテ完全ナル人物ヲ要請シ国家富強ノ基礎ヲシテ益々堅固ナラシメラレノコトヲ熱望ス...」というのである⁽⁹⁾。また、当時から帝国教育会と衛生会の会員であり、のちに帝国学校衛生会の会長として、昭和初期に至るまで学校衛生学の重鎮として活躍した三宅秀は、同じ明治17(1884)年「教育ト衛生トノ関係」と題する論説の中で、教育とは「身体ノ中ニ学問ヲ付与スルモノナリ」として、学問という種子が身体という「肥沃ノ土地」に育つためにも、学校衛生学が必要であると説いている⁽¹⁰⁾。

このような学校衛生学が、日本の教育制度の中で確実な位置づけを与えられたのは、明治27(1894)年の井上文部大臣の訓令によってである⁽¹¹⁾。この訓令にもとづいて明治29(1896)年5月、文部省に学校衛生顧問会議、さらには学校衛生主事が設置され、そして明治33(1900)年、学校衛生課の設置へと至る。その後、この学校衛生課が明治38(1905)年に廃止され、学校衛生事務が文部省文書課に引き継がれるまでの間に、数々の学校衛生事項が整備されていった。本稿が主な対象とする「身体検査規程」のほか、「学校清潔方法」の制定(明治30年)、公立学校における「学校医」設置の義務づけ(同31年)、「学校伝染病予防及消毒方法」の制定(同年)、「未成年者喫煙禁止法」(同33年)などが訓令や勅令、省令によって成文化され、また幾度かの改正を通じて整備されている⁽¹²⁾。

(6) 木場貞長「体育論」『大日本教育会雑誌』大日本教育会、第171号、1895年。

(7) 中條澄清「体育について」『大日本教育会雑誌』第159号、1895年、9頁。

(8) 辻新次(1842-1915)は、森文部大臣と共に、日本教育制度の草創期に指導的役割を果たした人物で、のち内閣制度発足時(明治19年)の文部次官を務める。松本藩士の子。行政官であると同時に、明治16年の大日本教育会発足時からその会長を務め、生涯教育界の重鎮的存在であった。(阿倍季雄『男爵辻新次翁』大空社、1987年)

(9) 辻新次「学校衛生法」『大日本教育会雑誌』第10号、大日本教育会、1884年、79-84頁。演説を論文の形になおしたものの。『大日本教育会雑誌』発刊以来、収録記事名のうち「学校衛生」の語が用いられたのは、この論文が最初である。

(10) 三宅秀「教育ト衛生トノ関係」『大日本教育会雑誌』第13号、1884年、60頁。

(11) 「小学校ノ体育及ヒ衛生ニ関スル訓令」、明治27年8月29日 文部省訓令第6号、官報第3354号。

(12) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻、龍吟社、1938年、746-768頁。

では具体的に学校衛生学はどのような学問であったのか。あるいは実際に日本の教育行政においてどのように用いられたのか。本稿ではその全容に触れることができないが、三宅秀の論文を検討することによって、当時考えられていた学校衛生学の研究事項を探ることとする。この論文で列挙されている事項を順にあげると、学校位置及其構造、机椅子ノ制作方、書冊文字ノ大小方、採温法、採光法、通気法、授業方法及時間ノ長短、運動及体操、品行即徳育、伝染病予防となる⁽¹³⁾。三宅によれば、「凡そ学校に於て衛生上に注意せざるときは即ち学校病と称する疾病を醸生し」、近視、背骨彎曲、衰弱、頭痛、神經過敏症など前述の「学校病ト称スル疾病」が発生していた⁽¹⁴⁾。すなわち、日本における学校制度の確立に向け、校舎の建築方法や机・椅子の大きさなど、細部にわたる調整が行き届いていない段階においては、教育における理念的な領域における議論と同時に、校舎や校具など物理的な領域、つまり環境面での調整が今後なされなければならず、その分野での研究を担うものとされたのが当時の学校衛生学なのであった。こうした学校衛生学を通して、学生生徒の身体的な健康が保証され「生育ヲ十分ナラシムル」こと、さらには「最良ノ佳種」⁽¹⁵⁾、「完全ナル人物」の育成が可能になると、みなされていたのである。

2 明治期の身体検査令

以上のような学校衛生思想の発達を背景に、文部省は明治30（1897）年訓令によって、直轄学校における身体検査の実施を規定する。しかし、それ以前から身体検査は一部の学校で行われていた。身体検査の原型がはじめて日本の教育制度に登場するのは、明治11（1878）年頃に実施された「活力検査」である。明治11年、東京に体操伝習所が開設されるが、ここにアメリカからジョージ・A・リーランドが招かれ、体操法の講義を行うのである。そしてこの体操の効果測定するために採用されていたのが活力検査なのである。当時から、身長・体重・胸囲などの項目があり、活力検査の名の通り、握力・力量・肺量・視力などの項目があった。そもそもこの体操伝習所は、明治5（1872）年に実施された学校制度の下で「教育は知育偏重に流れ、ために学生の不健康病弱化を招き、退学夭折する者が相次」いだことから設置されたものであった。その後、文部省はこの活力検査の実施を明治21年訓令として直轄学校に拡大する⁽¹⁶⁾。

こうして一部の学校では早くから実施されていた身体検査だが、ようやく明治30（1897）年の訓令によって、「わが国青少年期の發育状態を明らかにする人類学的目的と、学校環境ないし学校生活が児童を不健康ならしめている状況の早期把握の目的」⁽¹⁷⁾をもって直轄学校において制度化

(13) 三宅前掲論文，61頁。

(14) 三宅前掲論文，同頁。

(15) 三宅前掲論文，同頁。

(16) 以上、活力検査については、杉浦守邦（「明治学校衛生史の研究九 学校身体検査制度」『日本医史学雑誌』第18巻第3号，日本医史学会，1972年，179頁）を参照。

(17) 杉浦前掲，179頁。なお「学校環境ないし学校生活が児童を不健康ならしめている状況の早期把握の目的」の必要性について、三宅秀「学校医之必要ヲ論ス」『大日本教育会雑誌』13巻，1889年，953頁に、身体検査が「衛生上悪イ事ガアツテ、丈夫ノ者ガ学校ヘ行テ悪ク成ツタト云フ事ヲ、タシカニ探リ出スノ手立テ」であると紹介されている。

される。この規程の趣旨は次のようなことであった。

学生生徒ノ身体ヲ検査シ其发育及健康ノ状態ヲ知悉スルハ衛生上忽ニスヘカラサル所ナルヲ以テ学校衛生顧問ニ諮詢シ学生生徒身体検査規程ヲ定ムルコト左ノ如シ(下線筆者)⁽¹⁸⁾

少なくとも明治30年の時点においては、身体検査が、学生生徒を「知悉」することを目的としていたことは注目に値しよう。先に述べた「完全ナル人物」を育成するための手段として身体検査は位置づけられていた。つまり、学生生徒の身体の状態を「知悉」することで、教育環境を整備し、さらに「最良ノ佳種」を育成することに身体検査の目的が置かれていたのである。ついで、明治33(1900)年省令によって全国の市町村立の学校に対して、この身体検査の実施が義務づけられる⁽¹⁹⁾。

ところで、身体検査の結果は、具体的にどのように処理されていたのだろうか。第6条において、「身体検査ヲ施行シタルトキハ学校長ハ左ノ様式ニ依リ統計表ヲ調整シ翌月限り文部省直轄学校長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ学校長ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ」と規定されている⁽²⁰⁾。全国の学校で実行された身体検査の成績を把握することにより、前述のように「发育及健康ノ状態ヲ知悉」し、より完全な教育を施すためにである。つまり学生生徒の身体状態を把握することによって、学生生徒の健康を確保しようとしていたのである。

明治33年段階の身体検査は、当時、測定という行為によってまだ標準化されたことのない、未知な人種の学生生徒を知悉するという目的のために用いられていた⁽²¹⁾。三宅が「最良ノ佳種」を上げるために身体検査の利用を訴えていたとはいえ、彼は教育環境を整備し、学校病を予防するための手段として学校衛生学を位置づけている。その一つである身体検査は、現状を把握してより良い教育環境を作るための、あるいはその成果を確認するための手段でしかなかった。あくまで教育の担い手としての文部省または学校が、教育の対象としての学生生徒の発達や健康の状態を把握し、それを教育行政に反映させるための手段を超えるものではなかった。換言すれば、身体検査に関して学生生徒は、全国規模の統計で浮び上がった各項目の数値において序列化される対象でしかないのである。つまり、先に確認した体育授業における兵式体操のように、学生を、政治の対象であると同時にその政治体制を積極的に再生産する担い手として構成する契機としては、位置づけられていないのである。当時の身体検査は「体格検査」という通称で呼ばれていた⁽²²⁾。

このように、明治30年代に整備された学校衛生事業は、日露戦争を境に、政府の財政難もあって一時衰退する⁽²³⁾。それでも毎年、身体検査は実施されてはいた。とはいえ、それは形骸化し、そのことが問題視されるようになる。次章では、明治期に確立された身体検査制度が、大正期以降ど

(18) 「学生生徒身体検査規程」明治30年3月15日 文部省訓令第3号, 官報第4107号。

(19) 「学生生徒身体検査規程」明治33年3月26日 文部省省令第4号, 官報第5016号。

(20) 前掲「学生生徒身体検査規程」(明治33年), 第6条。

(21) 日本人種確定という身体検査の機能については、河野(前掲論文)も触れている。

(22) 以上、活力検査の沿革については、大西永次郎「学校身体検査に就て(上)」『学校衛生』第15巻, 帝国学校衛生会, 1935年, 685頁を参照。

(23) 「日露戦争を境に明治の末葉から大正初年にかけてずっと学校衛生のことが余り世間から関心を有たれなかつたのであります。」(大西, 前掲論文, 686頁)。

のように変化していったか考察する。

3 大正期から昭和期への展開

大正9（1920）年、身体検査の検査項目について、身体検査規程が定められて以来の大きな見直しが図られる。この改正において、検査項目のうち「体格」の項目が廃止され、別に規定された標準表による「発育概評」と、「栄養」「監察ノ要否」の3つの項目が新しく付け加えられたのである⁽²⁴⁾。発育概評については、「別二定ムル標準ニ抛リ、甲、乙、丙ノ三二分ツモノトス」⁽²⁵⁾と、身長と体重の数値を基に出した数値を標準的値と比較した結果を、甲乙丙の三等級に区分することを規定している。「左記発育概評決定標準表」とは、この改正身体検査規程と同時に、訓令で出された「発育概評決定標準」⁽²⁶⁾に含まれているものである。「栄養」に関しては「甲、乙、丙二分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス」⁽²⁷⁾とされ、それぞれ学生生徒の栄養状態を医師が主観で判断する項目とされた。また「監察ノ要否」について「検査ノ結果身心ノ健康状態不良ニシテ学校衛生上特ニ継続的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ『要』トシ記入スルモノトス」⁽²⁸⁾とされ、病気や身体障害をもった学生生徒に関し日常の観察の要否が判断されることになった。これら3つの項目は、新設というよりは、もともとの「体格」という項目を細分化したものと見て良い。この細分化が意味することは、もはや身体検査に求められる機能が、学生生徒の体格の単なる「知悉」にないことは明らかである。

当時、予算の都合上文部省内でただ一人の学校衛生官であった北豊吉は⁽²⁹⁾、上記の3つの項目の追加が「今回の改正の最も重要な事項」であるとしている⁽³⁰⁾。明治33年の段階にあった「体格」の項目に関しては、「体格ハ強健、中等、薄弱ノ三等ニ区別スヘシ」⁽³¹⁾とあり、この段階においても単に大きさだけが問題ではないことはうかがえる。しかしながらこの項目が「発育概評」「栄養」の2項目に分かれ、さらに監察の必要性にまで言及されるというのは、それまで学生生徒の身体の測定をのみ目的としていた身体検査が、さらに生徒個人の発育促進を目的とするようになったということができよう。つまりこの段階において身体検査は、前段階の「体格検査」の性格に加え、検査結果の個人的利用を目的とした「健康・発育検査」の性格も併せ持っていたのである。

では、この大正期における改正で新たに設置された項目が、効果的に検査されたのかということ、そうではなかったようである。昭和になって文部省体育官⁽³²⁾を務めた大西永次郎は、昭和12

(24) 「学生生徒児童身体検査規程」大正9年7月27日 文部省省令第16号，官報第2396号。

(25) 前掲「学生生徒児童身体検査規程」第4条の5。

(26) 「発育概評決定標準」大正9年7月27日 文部省訓令第9号，官報第2396号。

(27) 前掲「学生生徒児童身体検査規程」第4条の6。

(28) 前掲「学生生徒児童身体検査規程」第4条の13。

(29) 『日本之医会』第11巻，大日本医師会，1921年，506頁，の記事から。なおこの記事には、この年，第44議会において学校衛生課の予算が2万5千円に拡張され増員が決定されたとある。

(30) 「身体検査規程に就て」前掲『日本之医会』第11巻，188頁（東京府学校衛生講演会での講演）。

(31) 前掲「学生生徒身体検査規程」（明治33年），第5条の7。

(32) 文部省学校衛生課は昭和3（1928）年に体育課と改称されている。

(1937)年の改正に際して、明治期の成立から大正・昭和期の改正を振り返って以下のようにまとめている。まず、明治期の身体検査において「今日から考へて私共の特に物足らなかつたと思ふことは、身体検査其のものを行ふことには相当の注意が向けられてあつたが、検査後の処置をどうするかということに関しての何等の考がなつた[ママ]点であ」⁽³³⁾つたのである。『学校衛生』などの雑誌、あるいは文部省年報などの資料にはたびたび身体検査統計報告などが記載されているので、身体検査の結果が全国的な統計として把握されていたのは明らかではある。しかしながら、その結果からどのような処置を施すのが良いかという議論は不十分だったということなのである。大西にとって身体検査は、どのような目的のために、どのような処置を施すべきであったのか。大西は先の引用箇所続ける。大正9年の改正においては、そういったものへの批判と、「其の当時の学校衛生上の各種の研究が反映して」⁽³⁴⁾「体格」という項目がなくなり「発育概評」という項目が加わった。しかしながら、大西によれば検査結果はまだ「比較的軽く取扱はれて」いた⁽³⁵⁾。確かに明治43(1910)年になされた改正時には⁽³⁶⁾、検査結果を本人に、さらに大正期の改正においては保護者に伝えるということが規定されてはいたのであるが、それは「検査の際に発見したものを記載せよといふやうに極めて消極的の態度でありまして、進んで色々の疾病異常を発見せよといふ積極的の意味がな」かつたのである。処置をどうするかといえば「極くルーズな考へ方」でしかなかつたのである。つまり、大正期において設置された「発育概評」「栄養」「観察ノ要否」といった新項目は、必ずしも効果的に検査されていたわけではないのである。

大西が理想とする身体検査が目的とするところは、「積極的に身体上の健康、疾病の状態を進んで発見するに努力すること」なのであり、単に本人や家庭に知らせるのみならず「積極的に検査の結果の処理について学校の責任として色々考察をせねばならぬ」というものであつた⁽³⁷⁾。つまり、昭和においても再度、身体検査をただ生徒の身体を測定する目的だけに用いるのではなく、その事後的な積極的利用、つまり、身体検査の結果を生徒の健康を増進させるため用いることが要求されたのである。

体操伝習所にはじまる「活力検査」は、文字通り体操の効果を測定するための検査であつた⁽³⁸⁾。さらに明治30年代に整備される本格的な身体検査は、「体格検査」という別称の通り、学生生徒の身長や体重や健康状態を検査するだけの、つまり、より良い教育環境を確保するための検査であつた。そして大正期の改正によって身体検査は、個人の発育状況あるいは疾病の有無を確認するための道具となる「健康・発育検査」的な性格を帯びることになる。そして昭和においては、これをさらに積極的にしたものへと改善されることが要望されたのであつた。新しい身体検査規程は昭和12(1937)年に省令として公布されたが、昭和10(1935)年の段階で大西が述べた改正の要点は次の

(33) 大西前掲論文、693頁。

(34) 大西前掲論文、同頁。

(35) 大西前掲論文、694頁。

(36) 本稿では、身体検査規程の変化について、大正9(1920)年と昭和12(1937)年になされた2回を主なものとして取り上げて考察しているが、実際にはそれ以外の時期にも何度かの小さな改正がなされている。

(37) 大西前掲論文、694-696頁。

(38) 杉浦前掲論文、178頁。

4点である。すなわち、検査の主旨・目的をはっきりさせること、健康状態や疾病に対しての診断を積極的にする、検査後の処理を重視する、大学における検査に特例を設ける、学生生徒だけでなく、教職員に対しても行う、の5点である⁽³⁹⁾。実際、このうち～は、大西が意図するような体格・健康検査としての身体検査の機能を満たす条件であるといえる。当初の身体検査、つまり「知悉スル」ための身体検査は、主に学校や政府の目的を満たすために実施されていたのが、やがてこれは生徒個人のための「健康・発育」が目的とされるようになる。そしてさらに再度昭和8（1932）年にさらなる抜本的な改正が諮問されるのである⁽⁴⁰⁾。昭和12（1937）年に実施された改正とはどのようなものであったのか。次章において、昭和12年に公布された身体検査規程を考察する。

4 昭和12年の身体検査規程

昭和12年に出された身体検査令には、新しい条文として次の一文が第一条として付け加えられる。

第一条 学校ニ於テ八学校生徒児童ノ身体ノ養護鍛練ヲ適切ニシテ体位ノ向上ト健康ノ増進トヲ図ル為本令ニ依リ身体検査ヲ施行スベシ⁽⁴¹⁾

明治30年の規程においては、より完全な教育を実現するために、学校衛生学上の見地から学生生徒の体位の現状を「知悉スル」身体検査が行なわれていたが、この第一条においては、この身体検査の目的が積極的に明記されるようになったのである。その目的とは、学生生徒の健康を調査し、「適切ナル養護鍛練ノ方法ヲ講スル」ことであった。さきに言及した大西による改正の目的、つまり「積極的に検査の結果の処理について学校の責任として色々考察をせねばならぬ」という目的が、この第一条において確認され、強調されることになったといえよう。さらに第七条では、「本人並保護者ニ治療矯正等ノ注意ヲ喚起スルト同時ニ適切ナル治療処置ヲ講セシムル様カムルコトヲ以テ原則トスル」という一文が付け加えられる。昭和11（1936）年3月の「学校衛生調査会」の主査委員長であった永井潜は、改正の要旨を以下のように説明している。永井とは、日本民族衛生学会の初代会長を務めた人物であり、日本における優生学普及に尽力した人物でもある⁽⁴²⁾。「第八条[ママ]八身体検査ノ結果処理ニ関スルモノデアリマシテ、本改正要項中特ニ重点ヲ置カントスルトコロモノ」である。これは「本人並保護者ニ治療矯正等ノ注意ヲ喚起スルト同時ニ適切ナル治療処置ヲ講セシムル様カムルコトヲ以テ原則ト」し、さらに必要な場合には、「学校ニ於テ健康相談、予防的処置等ノ適切ナル保健養護施設ヲ講ズルコトヲ恣憑スル」ことで、健康養護の実績向上に大いに貢献するであろう、というのである⁽⁴³⁾。ここで、昭和10年の段階において大西が意図してい

(39) 大西永次郎「学校身体検査に就て（下）」『学校衛生』第15巻、1935年、759頁。

(40) 「学校衛生調査会委員総会ニ於ル永井主査委員長説明要旨」『学校衛生総規』文部省資料、国立公文書館蔵。

(41) 「学校身体検査規程」昭和12年1月27日 文部省省令第2号、官報第3018号。

(42) 戦前日本で優生思想を牽引した永井潜が学校衛生調査会の主査委員長を務めていたことの意味についても、改めて考察されなければならないだろう。

(43) 前掲「学校衛生調査会委員総会ニ於ル永井主査委員長説明要旨」。

た身体検査の事後的な利用が、この新しい身体検査規程中の表現において現実化しているのを看取することができる。

しかし昭和12年の改正において最も重要な点は、学生生徒本人への重点の移動である。従来はなかった「適切ナル治療処置ヲ講セシムル様カムル」ことが新しく明記されることによって、それまでもっぱら学校においてのみなされていた健康増進のための指導が、今後は積極的に家庭においても、さらには学生生徒本人によってもなされるべきであるという考え方へと変化したのである。このことは、昭和12年3月に出された「各地方へ通牒 学校身体検査規程ノ実施ニ関スル件」においても「検査ノ結果ハ之ヲ集計整理シ統計的觀察ヲナスト共ニ本人ニ対シ十分自己ノ健康ノ特徴ヲ自覚セシメ、進ンデ健康ニ関スル生活ノ指導ニ依リ自発的ニ体位ノ向上ニカメシムルコト」(下線筆者)⁽⁴⁴⁾として確認されている。「自覚セシメ」、「進ンデ」、「自発的ニ」などの言葉によって想起される生徒の像は、ただ身体検査の場において計測されるだけの受動的な存在ではない。むしろ検査の結果に従って(具体的な処置法は学校医によって処方されるにせよ)、積極的に自らの健康を保全しようとする能動的な存在としても考えられている。ここにおいて身体検査は、検査対象としての生徒を単に測定するための手段ではなく、その結果によって健全な兵士を育成しようとする国家の意図を、学生生徒に強力に伝達するための媒介項として機能しているのである。

すなわち、この昭和12年以前の規程においては、より良い教育を実現するための健康な身体を形成する主体が文部省あるいは国家であり、健康な身体として形成される対象が学生生徒であった。しかし、先の「本人ニ対シ十分自己ノ健康ノ特徴ヲ自覚セシメ、進ンデ健康ニ関スル生活ノ指導ニ依リ自発的ニ体位ノ向上ニカメシムルコト」の一文が付け加えられた昭和12年の規程を契機に、それまでもっぱら受動的な存在であった学生生徒が二重化する。つまり、身体検査の結果を通して、学生生徒は文部省の学校衛生政策の中で全国規模の統計の中に序列化される対象であると同時に、この身体検査の結果を通して、自らの身体を、健康体たるべく「自発的ニ」規律化する能動的な主体としても位置づけられることになったのである⁽⁴⁵⁾。

ここで確認しておきたいのは、運動会などの儀礼的な空間を通してなされてきた、学生生徒の身体を国民国家の担い手へと訓育する機能が、同様に身体検査という制度においても認められるに至ったということである。つまり運動会などの儀礼的な空間においてなされた過程が、身体検査表という書類を通して、家庭にも浸透するに至ったのである。しかも、この身体検査においては、身長計測器や体重計、視力検査表が国家の監視装置として機能する。検査のあと身体検査表を受け取っ

(44) 「各地方へ通牒 学校身体検査規程ノ実施ニ関スル件」『学校衛生総規』文部省資料、国立公文書館蔵。

(45) もっとも、この昭和12(1937)年をもって、はじめて身体検査が生徒を訓育する手段として認識されたというわけではない。すでに、明治36(1903)年には陸軍三等軍医正である田中彌太郎が、「文部省令に由り学校は定期に身体検査を施行するも其成績を父兄に通告せざるものあり斯の如きは単に統計資料蒐集のために検査を遂ぐるのみにして生徒の体育上些の効力あることなし。未だ此等通告の方法是らざる学校に於は我の希望を採用せられんことを勧誘するまざ止 [ママ]也」(田中彌太郎「虚弱児童と学校教育」『学校衛生』第3号、学校衛生研究会、1903年、12頁)と、早くも父母への「通告」を通じた身体検査による児童への教育の必要性を主張している。しかし、ここではあくまで体育上の、つまり体格に関する効果を期待しているのであって、健康体としての保全するための手段としては考えられてはいないことには留意すべきである。

た生徒は、検査表に書かれた成績から、自分の身体がバランス良く発育しているかどうかを、外部から与えられた指標に従って吟味する⁽⁴⁶⁾。そしてこの国家のまなざしが意識されるのは、身体検査が実施される空間だけではなく、身体検査の結果が生徒によって確認され、また両親に報告される家庭でもある。学校という空間から離れた場所においても、成績表を通して自らの身体の健康を保全する国民を訓育するところに、新しい身体検査規程の特徴があるといえよう⁽⁴⁷⁾。では、そのように学生生徒の位置づけを微妙に変化させるような時代背景とはどのようなものであったのか。次章において、それを総力戦体制へと至る日本の陸軍との関連で考察することにしよう。

5 国民体位の低下問題と学校衛生

こうした変化の背景として、どのような時代の特徴を考えることができるだろうか。折りしも陸軍が中国東北地方への侵略をはじめ、戦争が長期化の様相をみせる中、壮丁徴兵検査の成績の低下が問題視されはじめていた。こうした事態は「国民体位の低下」の危機として、新聞や雑誌などにおいても盛んに話題とされていた。そのような中、文部省をはじめ教育関係者にこの事実を決定的に認識させる出来事が起こった。当時の陸軍省医務局長であり、後に厚生大臣を務める（1941-1944）ことになる小泉親彦が、昭和11（1936）年5月15日、文部省で開催された全国学校衛生技師会議において、「帝国壮丁の健康度に就いて」という講演を行ったのである⁽⁴⁸⁾。

小泉は、長年の壮丁徴兵検査の結果を分析した結果として、当時の日本国民の体格や体力が衰えつつあることが統計的に明らかになることを指摘した。小泉によれば、徴兵検査において丙種・丁種不合格者は大正11（1922）年から15（1926）年までの期間に千人あたり250人であったが、その後次第に増大し、昭和10（1935）年時点で400人にも上った。さらにはまた、大正期の壮丁検査成績における平均身長伸びに対して体重の増加が伴っていないという事実、慢性の胸部疾患に関しては明治期は千人あたり2人であったのが昭和に入って十倍になり、また近視眼等による不合格者数も増加しているということを指摘した。なによりも教育関係者を震撼させたのは、壮丁徴兵検査の結果が、「学校が進むに従って丙種が多くなる」、つまり、高学歴者ほど徴兵検査の成績が悪いという小泉の指摘であった⁽⁴⁹⁾。「将来軍部の者と、学校衛生を主務とせられて居ります諸官との間に

(46) 例えば昭和12年以降の身体検査表には比体重・比胸囲・比座高の項目があり、それぞれ、身長を体重・胸囲・座高の数値で割った数に100をかけた数値が記入される。これらの項目を参考にしながら、自らの身体がバランス良く発育していくかが確認された。同時に出された「身体検査表利用ノ注意」には「検査ノ結果ヲ有効ニ利用スル」ために、「検査ノ結果ヲ本人又ハ保護者ニ通知スル場合ニハ身長・体重・胸囲・坐高・比体重・比胸囲・比坐高ハ夫々全国又ハ各府県ノ平均数ト比較対照シテ参考ニ資セシメ……」と記されている（前掲『学校衛生総規』）。

(47) もちろん、家庭には学校衛生学とは別の健康概念や健康法があったはずであり、こうした伝統的な健康法と衛生学の知識が、反発したり同調したりする場面に着目することも重要である。今後の課題としたい。伝統的な健康概念と衛生学のせめぎあいについては、成田龍一「身体と公衆衛生 - 日本の文明化と国民化 - 」『講座世界史4』、東京大学出版会、1995年が触れている。

(48) 講演の内容は、小泉親彦「帝国壮丁の健康度に就いて」『学校衛生』第16巻、521-541頁に所収されている。

(49) 小泉親彦、前掲、533頁。

緊密なる提携了解をはかつて、而して俱に国運の進展に資したいと念ずる次第であります」⁽⁵⁰⁾ という言葉で、小泉は講演を締め括っている。以上のような陸軍の危機意識は、翌6月19日の定例閣議においても、寺内陸軍大臣によって提起され、陸軍主導による新省設置の議論へと展開していく。すなわち内務省、文部省、逓信省など複数の省にまたがっていた衛生事業を統括する衛生省（後の厚生省）設置へと動き出すのである。

学校衛生をはじめ教育関係者は既に体位低下の問題を認識していたとはいえ、ここで具体的数値が明示されることによって、もはやこの問題を無視できなくなった。学校衛生に関係する人々は、これによって当時の国策を非常に強く意識せざるをえなくなったのである⁽⁵¹⁾。この全国学校衛生技師会議では、同時に、「国家ノ期待スル健全ナル国民ノ育成ニ関シ最善ノ努力ヲ致サレンコトヲ切望スル」という文部大臣訓示が出された⁽⁵²⁾。これ以降、学校衛生が対象としてきた生徒の身体が、単なる学生生徒ではなく、積極的に第二の国民としての身体、あるいは女子であれば銃後を守る身体、男子なら兵士の身体として捉え直されることになったのである。

さらに衛生省の新設問題は、それまで教育分野における衛生事業を学校衛生として取りしきっていた文部省をして、学校衛生を再編成せしめる契機ともなった。すなわち、明治期において教育環境や防疫など物理的側面に重点を置いていた学校衛生は精神論的な色彩を帯び、教育的な事業に変化していくのである。そしてその過程において、大西をはじめとする文部省が考えていた学生生徒の健康を増進するための学校衛生の議論は、「国運の進展に資」するため、第二の国民としての生徒の「体位向上」の問題へと変化していくのである。

昭和11（1936）年3月に発表された「身体検査規程」改正要綱における第一条、「学校ニ於テハ其ノ学生生徒児童ノ身体ノ發育、健康ノ状態、疾病ノ有無ヲ調査シ、適切ナル養護鍛練ノ方法ヲ講スル為本規程ニ拠リ身体検査ヲ施行スルコト」⁽⁵³⁾は、じっさい昭和12（1937）年の1月に公布された規程では「学校ニ於テハ学校生徒児童ノ身体ノ養護鍛練ヲ適切ニシ体位ノ向上ト健康ノ増進トヲ図ル為本令ニ依リ身体検査ヲ施行スベシ」となっている。「身体ノ發育、健康ノ状態、疾病ノ有無」という語句によって表現されている部分が、当初はなかった「体位ノ向上ト健康ノ増進」という当時の関心事を考慮した表現に集約されている。この変化は、以上に述べた陸軍の思惑が、文部省内における学校衛生調査会に与えた影響を物語っているといえよう。

次章においては、国策として衛生問題が議論される中で、学校衛生学という言葉自体が変化し、生徒を捉える視線が変化する過程を考察したい。

(50) 小泉前掲，541頁。

(51) この講演のあと、『学校衛生』誌および『日本学校衛生』誌上において、学校衛生と「国民体位の低下」問題についての論文が数多く掲載される。例えば、岩原拓「青少年体位の推移に就いて」『学校衛生』第17巻，431-457頁（岩原は文部大臣官房体育課長）、大西義衛「精神衛生と体位低下問題」『学校衛生』第17巻，帝国学校衛生会，1937年，705-711頁など。大西義衛は小泉の講演を、「而して此事ありて以来、此の体位低下問題は国民の各層にとりあげられ、これが対策は各方面に論議せられて、今や国民のこれに対する関心はかなり高潮に達しているの念なきかの観がある」（709頁）と評価している。

(52) 「学校衛生技師会議ニ於ケル文部大臣訓示要旨」『学校衛生』第16巻，冒頭，頁数表示なし。

(53) 永井潜「学校身体検査規程改正要旨に就て（上）」『学校衛生』第16巻，238頁。

6 新学校衛生と学生生徒

第二の国民として、生徒の身体を形成するという捉え方は、その後、「新学校衛生」という語が頻繁に用いられる中でも明らかとなる。実際に新学校衛生という用語が最初に『学校衛生』誌に登場するのは、昭和5（1930）年の竹村一による論文「新学校衛生の提唱」においてである。この論文において竹村は、海外の研究の紹介と身体検査の形式的な実施に終始しがちであったそれまでの学校衛生を批判し、「日本の風土及び気候の影響，社会経済関係の考察」をさらに徹底するという意味で、「新学校衛生」を提唱している⁽⁵⁴⁾。しかし、その「新学校衛生」という言葉はその後、当初の竹村の意図を離れ、「国民体位の向上」という時代の要請と結びついた用いられ方をするようになる。新しく提唱された学校衛生とは、あくまで「国運の進展に資」するため、単に健康体としての学生生徒を形成するのではなく、あくまで第二の国民として捉えられる学生生徒を形成するものであった。

例えば昭和13（1938）年の『学校衛生』巻頭に掲載された「新学校衛生の建設に就て」では、以下のような主張がなされている。

「吾等の学校衛生は、今や本邦に於ける創設四十ヶ年の過程を経て、従来の伝統的觀念に根本的の再検討を加え、真に日本的、全体的なものの建設に向つて、一大革新的の飛躍を遂ぐるの必要に迫られてゐるのである。／従来の教育は、主として個人を対象とし、個性を中心としての人格の陶冶にあつたのであるが、将来の教育は、全体国家の分身としての国民の育成にある如く吾等の学校衛生の目標も、個人としての健康の建設を以つて終われりとせず、共同国家の使命を達成し得べき、国民的健康の獲得でなくてはならない。そこに新学校衛生の指導精神が、斯る国家観を基礎として確立せらるるの要がある。……国家は真に挙国一家の一員として、堅忍持久以てよく国民的使命の貫徹に果敢な活動を遂行し得べき心身一体としての健康国民が要望せられてゐるのである。／惟ふに時局の推移は吾等の健康の目標をして、個人より国家へと延長し、身体的衛生より身心一如の健康観へと拡大せらるるに至つたのである⁽⁵⁵⁾。」（下線は筆者。／は改行を表す。）

ここにおいてそれぞれの学生生徒はあくまで「全体国家の分身」なのであり、学校衛生は「全体国家の分身として」の学生生徒を身心一如の健康体として構成しなければならない。これが新しい学校衛生、つまり「新学校衛生」の課題として設定されたのである。

もっとも、新学校衛生という新しい言説の創設は、新設される厚生省が担当する衛生事業との主導権争いという側面もあった。身体検査に関しても、しばらく形式的な行事となっていたこの事業を「よろしく国民体位の向上を唯一の使命とせる厚生省」に移管させようとする動きがあったことを、前述の文部省体育官・大西永次郎は指摘している⁽⁵⁶⁾。彼は、「国民体位の向上は、単に環境の衛生的改善や、疾病の予防治療等所謂保健行政の改善のみに依つて其の完璧を期すること」はなかなか容易ではなく、「寧ろ健康の鍛錬養護を使命とせる教育的方法を中心として、心身の陶冶育成

⁽⁵⁴⁾ 竹村一「新学校衛生の提唱」『学校衛生』第10巻，帝国学校衛生会，1930年，765-771頁。

⁽⁵⁵⁾ 「新学校衛生の建設に就いて」『学校衛生』18巻，帝国学校衛生会，1938年，1頁，筆者は不詳。

⁽⁵⁶⁾ 大西永次郎「新学校衛生の進路（三）」『学校衛生』18巻，1938年，776頁。

を完成すると共に健康生活の指導訓練を徹底せしめ、よく環境を支配して自ら之れに順応し、或は衛生生活の実行を通して健康の保持増進に対処せんとする生活態度の涵養こそ」が大切であると述べている⁽⁵⁷⁾。この「単に環境の衛生的改善や、疾病の予防治療等所謂保健行政の改善のみ」を担うのが新設される厚生省であり、「健康の鍛錬養護を使命とせる教育的方法」によって「心身の陶冶育成」や「健康生活の指導訓練」を施すのが文部省である。さらに大西は、身体検査について、「学校教育の基礎として、全体としての子供の身体発育、健康状態、その他教育上必要なる資料を得んとして行はれるのである。養護・鍛錬を適正に行はんとする特殊の使命を以て行はれるのであり、教育の目的を持つ特別の身体検査である⁽⁵⁸⁾」として、文部省によって実施されることを正当化している。

ここにおいては、身体検査は単なる測定的手段ではなく、れっきとした「学校教育の基礎として」の手段と位置づけられている。こうした新しい学校衛生の観念の下に構成されたのが、昭和12(1937)年に改正された身体検査規程なのであった。環境などの整備による衛生事業を行う厚生省に対し、文部省による学校衛生は必然的に教育的・精神論的にならざるを得ない。さきに引用した「よく環境を支配して自ら之れに順応し、或は衛生生活の実行を通して健康の保持増進に対処せんとする生活態度の涵養」こそは、まさに衛生観念の内面化という企てに他ならない。この衛生観念によって学生生徒は、もっぱら学校や国家による衛生事業の単なる対象となるのではなく、衛生行為の積極的な担い手ともなるのである。そしてこれは、身体検査、あるいは学生生徒自身に渡され、家庭に持ち帰られた身体検査表を通じて明白に意識されるものと考えられているのである。

前述した「各地方へ通牒 学校身体検査規程ノ実施ニ関スル件」においても確認されるように、「自発的二体位ノ向上ニカメシムルコト」が示す学生生徒観は、総力戦体制の下、まさに全体国家の分身として、国家の存続のために「自発的二体位ノ向上」に努める主体のことである。ここでは、なるほど前述のような学生生徒個人の体格や健康が問題にされてはいるものの、実際にはこれは国家が求める体格や健康とも一致する。昭和12(1937)年の改正期における身体検査制度の特徴をまとめるならば、まず第一に、それまでの学校身体検査が学生生徒の体格を検査するにとどまっていたものが、体格のみならず、その質、つまり個人的な健康の側面に積極的に関与するようになったという点、第二に、しかしながら文部省をはじめ国家は、学生生徒の身体を個人としてではなく国民の身体として捉える方向に変化したという点である。後者においては、新しい身体検査規程は、当初大西ら文部省の官僚が念頭においていたものを超えたものとなっている。この身体検査は、学校の学生生徒を「第二の国民」として内部から訓育していくところにその重要な使命が与えられることになったのである。

おわりに

明治日本がまず取り組まなければならなかった問題、つまり、教育をより完全に実行するために学生生徒の体格を「知悉スル」ことは、学校における「身体検査」を通じて実行されていった。し

(57) 大西永次郎「学校衛生の新しき使命」『学校衛生』18巻、1938年、8頁。

(58) 大西永次郎「新学校衛生の進路(三)」『学校衛生』18巻、1938年、777頁。

かしながら、その本来の目的がある程度実現されると、身体検査の利用方法は微妙に変容する。すなわち、学校制度を整備する上での必要から日本人の体格を「知悉スル」ことを目的として機能してきた身体検査は、大正期の改正を経て、昭和に至るにつれ、生徒の体格と同時に健康にまで配慮する性格のものへと変化していったのである。

ここで明治初期から実施されてきた身体検査についてもう一度その性格を列挙するならば、明治初期の「活力検査」、明治30年代の「体格検査」、大正期の「健康・発育検査」、そして昭和に至る。昭和における改正では、「学校生徒児童ノ身体ノ養護鍛練ヲ適切ニシ体位ノ向上ト健康ノ増進トヲ図ル為」とされ、生徒の健康を目的とする点では確かに大正期の身体検査の延長線上にあるといえる。しかしながら、ここでの「体位ノ向上」とは、実際には壮丁徴兵検査における体位のこと、画一的なもの、つまり第二の国民としての、さらに言えば兵士としての体位が理想とされている。さらにこの身体検査は、日本人をして自らの身体に適切な「治療処置ヲ講セシムル」また「自発的ニ体位ノ向上ニカメシムル」ための指標としての機能を与えられている。

この段階において身体検査は、生徒の体格や健康・発育状態を「知悉」するための検査というよりは、教育のための手段、つまり戦時総動員体制の中で学生生徒を心身一如に、また「第二の国民」として適格に訓育するための手段である。換言すれば、身体検査は積極的に「適切ナル処置ヲ講セシメル」ことによって、教育者の目を、そして国家あるいは軍隊の目を、家庭にまで浸透させる積極的な教育手段の役割を与えられることになったのである。

（慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程）

〔法政大学大原社会問題研究所叢書〕
 小沢弘明・佐伯哲朗・相馬保夫・土屋好古著

労働者文化と労働運動

——ヨーロッパの歴史的経験——
 A5判 二〇九〇円

序論・ヨーロッパの労働者文化と労働運動 相馬保夫
 帝政末期のロシア労働者と労働者文化 土屋好古
 ヴァイマル期ベルリンにおける
 都市計画・住宅建設と労働者文化 相馬保夫
 ウィーン労働者の住体験と労働者文化 小沢弘明
 第二次大戦後フランスにおける
 石炭産業「国有化」と労働運動 佐伯哲朗
 労働運動がいかなる政治文化を形成したのか。この今日的課題を、ヨーロッパの労働運動の日常性の中に析出する

R・ミヘルス著 現代民主主義 政党の社会学
 森 博訳 における
 ——集団活動の寡頭制的傾向——
 A5判 七二〇円

S & B・ウェップ著 大英社会主義社会の構成
 岡本秀昭訳
 46判 四二〇円

J・シヨル著 第二インター 一八九九〜一九一四
 池田清他訳
 46判 一八五四円

小笠原浩一著
 「新自由主義」労使関係の原像
 ——イギリス労使関係政策史——
 A5判 四二〇円

東京都文京区小石川5-11-15 三〇二
 TEL・FAX (03) 三八一四一四一九五

ほくたくしゃ
木鐸社